

品川区現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用基準

制定 平成27年7月28日 部長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、品川区工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第3項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととすることができる期間についての必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しないこととすることができる期間)

第2条 次の各号のいずれかに該当し、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

(1) 現場作業着手前の期間

契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事の施工を全面的に中止している期間

契約約款第20条第1項または第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 工場製作のみ行われている期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間

(4) 発注部署の所属長が認めた期間

上記(1)～(3)のほか、現場が完了（必要竣工書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、発注部署の所属長が認めた期間

付 則

この基準は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。